

2018年度(第3回)四国女子シニアゴルフ選手権競技  
(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催: 四国ゴルフ連盟

開催日: 平成30年6月6日(水)

開催コース: 徳島カントリー倶楽部

〒779-3133 徳島県徳島市入田町月の宮 227

TEL088-644-3636

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される  
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ2打の罰とする

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27)  
アウトオブバウンズは白杭または白線で定める。(定義「アウトオブバウンズ」参照)
2. ウォーターハザード(ラテラル・ウォーターハザードを含む) (規則26)  
(a)ウォーターハザードの限界が片側だけで定められている場合、そのウォーターハザードやラテラル・ウォーターハザードは無限に広がっているものとみなす。  
(b)ウォーターハザードの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。
3. 異常なグラウンド状態(規則25)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。(定義「修理地」参照)
4. 障害物(規則24)  
(a)排水溝は動かさない障害物とみなす。  
(b)動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。  
(c)動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。  
(d)動かさない障害物によって囲まれた区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。  
(e)グリーンに近接する動かさない障害物について、付属規則 I (A)4 を適用する。
5. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡  
パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則16-1c に基づき修理することができる。
6. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合  
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディー、またそのいずれかの携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その動かされた球やボールマーカーは規則 18-2, 規則 20-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。  
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。  
注:パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象のけっかとして動かされたものと判断した場合、その他球は新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレイスされることになる。
7. 予備グリーン  
クローズ(CLOSED)の標示のある予備グリーンは、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則第25条第 1 項b(i)の救済を受けなければならない。
8. コースと不可分の部分  
(a)巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分  
(b)ウォーターハザード内にある護岸用の構築物
9. 地面に食い込んでいる球の救済  
付属規則 I (A)3a を適用する。

10. 「規則6-6d 例外」の修正

どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

《 競 技 の 条 件 》

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

(a)適合ドライバーヘッドリスト(付属規則 I (B)1a)を適用する。

(b)公認球リスト(付属規則 I (B)1b)を適用する。

3. 陰悪な気象状況によるプレーの中断(規則 6-8b 注)

付属規則 I (B)4 を適用する。 通報は以下の通り。

プレーの即時中断:1回の長いサイレン

プレーの中断:連続する3回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開:2回のサイレン(繰り返し)

4. ホールとホールの間での練習(規則 7-2 注 2)

付属規則 I (B)5b を適用する。

5. 移動

ラウンド中の共用ゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。

カートはキャディー及び共用するプレーヤーが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時はすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がカートを運転していたときは、そのカートとそれに乗っている人や物はすべてそのプレーヤーの携帯品とみなす。

6. キャディー

正規のラウンド中プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は付属規則 I (B)2 を適用する。

7. スコアカードの提出(裁定6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

8. タイの決定

本競技、競技規定で定めるか、委員会によってゴルフコースで発表される。

9. 競技終了時点

本競技は、優勝者に優勝杯が贈呈された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングテント内及びハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
4. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
5. 委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。

競技委員長 山中健太郎